

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (②ホームヘルプサ

資料4

		居宅介護、重度訪問介護(障害福祉)＜障害児者＞ ※重度訪問介護は者のみ	訪問介護(介護保険)
概要		居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従	常勤専従
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	常勤の訪問介護員等のうち1人
	訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記+ <u>居宅介護職員初任者研修課程修了者</u> + <u>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級課程相当)</u> + <u>重度訪問介護従業者養成研修修了者</u>	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲		右記+ <u>生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)</u>	いわゆる「老計10号」
事業所数		居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所	約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
<u>居宅介護職員初任者研修課程修了者</u>	<u>130時間</u>
<u>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)</u>	<u>50時間</u>
<u>重度訪問介護従業者養成研修修了者</u>	<u>10時間以上</u>

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能

- ・全て免除 12都道府県
- ・一部免除 6都道府県
- ・免除無し 29都道府県

(平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較（①デイサービス）

	生活介護(障害福祉)＜障害者＞			通所介護(介護保険)		
概要	昼間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上			—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)			管理者	常勤専従
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)			医師	—
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年+研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)			生活相談員 (社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1	看護職員	1人	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
平均障害支援区分5以上 → 3:1		理学療法士又は作業療法士	必要数	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ			食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所			約4.3万事業所		

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較（③ショートステイ）

	短期入所(障害福祉)＜障害児者＞				短期入所生活介護(介護保険)	
施設類型	併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で、障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい		単独型		併設型・空床型／単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	
管理者	管理者	専従	管理者	専従	管理者	常勤専従
人員配置	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	従業員	6:1	医師	1人
	サービス管理責任者(実務経験3~10年+研修30.5時間)	40:1 (利用者60人まで、1以上で可) (常勤1以上)			生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事等)	100:1 (常勤1以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1			介護職員 看護職員	3:1 (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1				
		平均障害支援区分5以上 → 3:1			機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
	栄養士	必置ではない(配置しない場合、減算)			栄養士	1人
	調理員その他の従業者	—			調理員その他の従業者	相当数
夜勤職員	60:1	夜勤職員	25人まで 1人 26~60人まで 2人 61~80人まで 3人 81~100人まで 4人 101人以上 4に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数			
居室面積	9.9㎡ (定員4人以下)		8㎡ (定員4人以下)		10.65㎡ (定員4人以下)	
設備	食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室		食堂、浴室、洗面所、便所		食堂、浴室、洗面設備、便所、 機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室	
事業所数	約0.43万事業所 ----- 3,424(78%)		約0.22万事業所 ----- 970(22%)		約1万事業所 ----- 単独型:1,778(17.7%)、併設・空床型8,253(82.3%) 14	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較②（デイサービス②）

社保審—障害者部会	
第86回（H29.9.20）	資料1
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第8回（H29.9.6）	参考資料

	自立訓練(障害福祉)＜障害者＞		通所介護(介護保険)		
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上		—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 (実務経験3～10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	看護職員 (定員10人以下では、不要)
理学療法士又は作業療法士			1人 ※生活訓練は不要	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等) 1人	
設備	訓練・作業室	支障のない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	
事業所数	約0.14万事業所		約4.3万事業所		

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配